

生主任官之に當り極力町村農會技術員等の勞力を省き増産の獎勵に支障無からしめんとす。

五、適正規模に關する理論の研究等は大學其の他研究機關に依頼して之を行ふ。

### 農林省經濟更生部の安定農家適正規模に關する調査概要

農林省經濟更生部に於ては現下緊急の農村對策への基礎資料として安定農家適正規模に關する調査を實施し來つてゐるが、適正規模調査資料第一輯として同所より發表されたるものの一부를掲載すれば以下の如くである。

#### 一 概 説

我が國農村の經濟更生の終局の實を結ばせる爲に農村に於ける土地と人口の均衡を得せしめ、農業の生産性の最も高い安定した農家を維持創設せんとする中農化運動の必要が各方面に於て力強く言はれる様になつた。

此の農業の生産性の最も高い安定した農家を維持創設する爲にも亦内地農村の經濟更生計畫と滿洲開拓農民政策とを結合して之を一つの運動とする爲にも更に將來の農業經營指導上又農業勞働力調整上よりも安定農家の適正規模並適正經營を決定することが其の基礎要件であり最初の課題である。

勿論安定農家の適正規模を決定してもそれは一つの理想形態として一般的目的を確定するものであつて現實の安定農家の適正規模は農業經營の諸要素、社會的經濟的諸關係の變化の影響を受けるし又生産技術の發

展の程度、共同組織の充實の如何によつて異つて來る。

更に農家の生活水準を如何に定むるかにより適正規模は變化し、農産物の價格變動の影響から一度定められた適正規模は變更を要する場合もあり得る、従つて適正規模の決定に當つてはこれ等の相關關係を有する諸條件の變化を考慮する必要があることは勿論である。

斯の如く安定農家の適正規模の決定は種々の困難を伴ふものであるが經濟更生計畫樹立實行の實踐上の必要から或は農山漁村より或は農業經濟學界より種々の調査報告が齎らされたのである。

適正規模の決定の方法と其の結果に關し從來試みられた二、三の調査報告を示せば次の如くである。

#### 二 農林省地方事情調査報告による適正規模

(一) 農業經營上に於ける農家一戸當標準耕地面積  
「農業を主たる収入とし生計を維持してゐる農家であつて相當の生活(負債の少い黒字の生活)を営むには一戸當略幾許の耕地を必要とするか(以下之を標準耕地面積と稱す)と云ふ問題に對して次の如き回答があつた。之を農山漁村の別に分ちて見るに次表の如くである。

農家一戸當標準耕地面積	全國平均		全府縣平均	
	田	畑	田	畑
農 村	一〇・六	一七・一	一〇・五	一六・六
山 村	九・七	一六・九	五・一	一四・一
漁 村	八・八	一六・八	六・一	一四・四
一ヶ町村平均	一〇・六	一七・一	一〇・六	一六・六
即ち一ヶ町村平均に於ける一戸當の全國平均は田一				

町一反、畑六反、計一町七反を示し農村平均と一致してゐるが山・漁村平均は各一反歩宛少く一町六反である。

然るに北海道は各府縣と事情を異にする故(後述)之を除く一ヶ町村一戸當の全府縣平均につきて見るに田一町、畑六反、計一町六反で田に於て全國平均よりも一反歩少い。農村平均は山、漁村平均に比して一反歩一〇反歩多く大體一町六反が生活の安定を得べき農家の耕作する平均の標準耕地面積であることを示してゐる。

次に一戸當の標準耕地面積を道府縣別に見るに、農村に於て北海道最高を示し、東北、關東、北陸、中部、東海、近畿、中國、四國、九州、沖繩と西漸するに従ひ耕地反別は減少して居る。然れども西部地方は二毛作、三毛作田ある故前述の生活の安定を得べき農家の平均標準耕地面積の一町六反は餘程考慮されなければならぬ。

尚山村、漁村に於ける標準耕地面積につきて見るに、北海道は依然大にして大體西漸するに従ひ減少するも各府縣に於て夫々の特殊性を有し必ずしも農村に於ける如き傾向を見ない。

今試みに現在我國に於ける農家一戸當耕地面積を見るに、(第一表参照)全國平均は一町一反、全府縣平均は九反である。即ち北海道の四町八反を最高とし東北地方及東京以外の關東地方及新潟、富山、福岡、佐賀、熊本、宮崎等の諸縣は一町五反——一町、其他は九反——七反にして、山梨、和歌山、廣島、香川等の六反を最小面積として居る。

更に之等を前記農山漁村に於ける一戸當平均の標準

耕地面積と比較して見ると全國平均に於ては六反、全

府縣平均に於ては七反の不足を示してゐる。而して不

足耕地の甚しきは依然北海道の一町七反を最高とし、

第一表 農家一戸當の標準耕地面積と現在に於ける耕地面積との關係

道府縣別	調査町村數	農業經營上標準耕地面積 A			農家一戸當耕地面積 B			不足耕地面積 A/B	
		町反	町反	町反計	町反	町反計	町反	町反	
北海道	一六	一・八	四・七	六・五	一・一	三・七	四・八	一・七	一・一
青森	一九	一・四	一・一	二・六	八	七	一・五	一・一	一・一
岩手	二二	一・一	一・〇	二・一	六	七	一・三	一・一	一・一
宮城	二二	一・六	七	二・四	一・〇	四	一・四	一・〇	一・〇
秋田	二五	二・〇	五	二・五	一・二	三	一・五	一・〇	一・〇
山形	二〇	二・〇	七	二・七	一・〇	四	一・四	一・三	一・三
福島	二七	一・二	七	一・九	七	六	一・四	一・五	一・三
茨城	一九	一・〇	〇	二・〇	五	七	一・二	一・四	一・三
栃木	一八	一・三	八	二・一	七	六	一・三	一・八	一・五
群馬	二〇	一・三	〇	一・五	三	七	一・〇	一・五	一・三
埼玉	一八	一・三	〇	一・五	三	六	一・〇	一・五	一・三
千葉	二四	一・一	七	一・八	四	五	一・二	一・五	一・三
東京	八	一・五	〇	一・五	七	四	一・二	一・六	一・四
神奈川	一九	一・四	〇	一・五	二	九	一・八	一・七	一・四
新潟	二七	一・五	四	一・九	三	六	一・三	一・七	一・四
富山	二二	一・七	〇	一・八	一	九	一・二	一・六	一・四
石川	二二	一・二	三	一・五	二	二	一・〇	一・七	一・四
福井	二二	一・三	四	一・七	一	二	一・一	一・六	一・四
山梨	一八	一・五	六	二・〇	二	九	一・七	一・五	一・三
長野	二一	一・六	五	二・一	三	八	二・二	一・六	一・四
岐阜	一六	一・八	四	二・二	四	六	一・八	一・七	一・四
静岡	二二	一・七	五	二・二	五	九	二・二	一・五	一・三
愛知	二四	一・八	六	二・四	四	八	二・四	一・六	一・四
滋賀	一六	一・三	三	一・六	三	五	一・八	一・四	一・一
京都	二二	一・三	四	一・七	三	七	一・四	一・三	一・〇
大阪	二二	一・二	五	一・七	二	九	一・一	一・三	一・〇
兵庫	一九	一・一	八	一・九	一	八	一・〇	一・二	一・〇
奈良	二二	一・〇	七	一・七	一	九	一・〇	一・三	一・〇
和歌山	二二	一・〇	四	一・四	一	八	一・〇	一・三	一・〇
鳥取	二〇	一・二	三	一・五	一	七	一・〇	一・三	一・〇
島根	二五	一・〇	二	一・二	一	八	一・〇	一・三	一・〇
岡山	二二	一・〇	四	一・四	一	七	一・〇	一・三	一・〇
広島	二二	一・〇	三	一・三	一	八	一・〇	一・三	一・〇
山口	二二	一・〇	二	一・二	一	七	一・〇	一・三	一・〇
徳島	二二	一・〇	一	一・一	一	六	一・〇	一・三	一・〇
香川	一八	一・七	四	二・四	二	五	一・八	一・六	一・四
愛媛	二四	一・八	三	二・一	三	四	一・七	一・五	一・三
高知	一九	一・九	四	二・八	四	五	二・一	一・九	一・七
福岡	二二	一・九	三	二・二	四	六	二・五	一・九	一・七
佐賀	一五	一・五	二	一・七	三	四	一・八	一・六	一・四
長崎	一七	一・七	一	一・八	三	五	一・八	一・六	一・四
熊本	二一	一・七	〇	一・七	三	八	一・八	一・六	一・四
大分	一九	一・九	〇	一・九	三	五	二・〇	一・八	一・六
宮崎	二〇	一・〇	八	一・八	三	六	一・一	一・四	一・一
鹿兒島	一八	一・八	九	二・六	三	八	一・九	一・七	一・五
沖縄	一七	一・七	七	二・四	三	六	一・九	一・七	一・五
全國平均	九四一	一・七	一・三	一・〇	一・一	一・六	一・一	一・七	一・〇
全府縣平均	九二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・一	一・六	一・〇	一・七	一・〇

註 農家一戸當耕地面積は第十二次農林省統計表により算出作成す

低として居る。

(二) 調査町村現在農家戸数と過剰農家戸数

調査町村に於ける現在の一ヶ町村當戸数は全國平均五十六戸で、最大なるものは鹿兒島の二、六四四戸にして沖繩一、二八五戸、宮崎一、〇二七戸、北海道八四三戸之に次ぎ、少き地方は鳥取二五九戸、大阪二五八戸、富山二二四戸等である。

今前記一戸當平均の標準耕地面積を以て調査町村現在の耕地面積が包容し得るものとして所謂安定農家戸数を算出し、之と調査町村現在の戸数との差を過剰農家戸数として見れば別表の如くである。(第二表参照) 即ち全國平均に於て一町村當現住戸数は五一戸、包容戸数は三四七戸、差引過剰戸数は一六一戸を示してゐる。過剰農家實數で多き地方は鹿兒島六四四戸、沖

繩五五〇戸、長崎三三四戸、新潟三八一戸等で、少き地方は三重九四戸、高知九〇戸、鳥取八四戸、富山七八戸、大阪七一戸、北海道六三三戸等であるが、過剰戸数の現住戸数に對する割合を各道府縣につきて見ると

- 一〇%以下
- 一(北海道)
- 一一・二〇%
- 一(静岡)
- 二一・三〇%
- 一(宮城、福島、岐阜、愛知、大阪、徳島、高知、佐賀、熊本、宮崎)
- 三一・四〇%
- 二(列擧せざる府縣)
- 四一・五〇%
- 一(青森、山形、東京、新潟、福井、山梨、滋賀、奈良、和歌山、山口、沖繩)
- 五一・六〇%
- 一(長崎)
- 六一%以上
- 一(大分)

第二表 現在農家戸数と村内農家戸数との關係

道縣別府	調査町村數	一町村當平均耕地面積	一町村當平均耕地面積	標準耕地面積を以て調査町村現在の耕地面積が包容し得るものとして所謂安定農家戸数を算出し、之と調査町村現在の戸数との差を過剰農家戸数として見れば別表の如くである。(第二表参照)	過剰戸數	過剰戸數の割合	現住戸數	過剰戸數	過剰戸數の割合			
北海道	一六	五、二八一・六	八四三	七八〇	六三	〇・七%	二四	五二〇・五	四二九	二八六	一四三	三三
青森	一九	五五八・一	四六五	二五四	二一		八	三五三・六	四三三	二三六	一八七	四四
岩手	二二	六四三・四	四五九	三九六	一四三		九	四七二・二	四七二	三二六	一四六	三一
宮城	二二	二、一五〇・一	五五二	三九六	一五六		一八	六一七・一	七六九	三八八	三八一	五〇
秋田	二五	六〇八・七	四〇四	二五二	一五二		二二	二六八・五	二二四	一四六	七八	三五
山形	二〇	七二五・一	四八二	二七九	二〇三		二一	四〇五・四	四〇一	二七一	一三〇	三二
福島	二七	五九一・九	四三九	三三一	一〇八		一六	三九六・六	四三五	二五〇	一八五	四三
茨城	一九	六四〇・六	五二〇	三三六	一八四		二二	三三三・八	四九七	二九八	一九九	四〇
栃木	一八	九〇七・〇	六四四	四四〇	二〇四		二二	三三七・六	五七〇	三九六	一七四	三一
群馬	二〇	七七二・六	七〇六	四七八	二二八		二二	一、〇五一・六	四五〇	三四二	一〇八	二四
埼玉	一九	五二四・九	四五九	二九五	一六四		二一	三七一・三	四八八	六六一	一二七	一六
東京							二一	八一〇・〇	七九四	六三一	一六三	二一
千葉							二二	三二五・二	三一五	二二一	九四	三〇
神奈川							二二	五二八・四	五三三	二九〇	二四三	四六
新潟							二二	二七四・七	三三五	二三〇	一〇五	三一
富山							二二					
石川							二二					
福井							二二					
山梨							二二					
長野							二二					
岐阜							二二					
静岡							二二					
愛知							二二					
三重							二二					
滋賀							二二					
京都							二二					

大體全國の半ばを占むるものは過剰農家戸數が現住農家戸數の三一・四〇%に及ぶる地方であることを示してゐる。

更に之等の關係を同様に農山漁村別に見ると、(別表省略) 現在戸數に對する過剰戸數の割合は農村は三〇%、山村は三三%、漁村は三八%で山漁村は農村よりも概して過剰戸數の多いことを知る。

然るに町村によつては逆に未だ相當の包容力があり現在の耕地面積にて尙より以上の農家が耕作し得る餘地あるものが少くない。特に山村に於て石川、漁村に於て徳島の如きは此の事實が著しく、調査町村平均に於てすら前者は五七戸、後者は二二戸を尙包容し得る現状を示してゐる。

大阪	一三	二五四・四	二五八	一八七	七一	二八	愛媛	二四	三三〇・〇	四一六	二七八	一三八	三三
兵庫	二五	三六六・一	四六八	三一三	一五五	三三	高知	一九	四六一・八	三九二	三〇二	九〇	二三
奈良	二〇	三一八・六	四一九	二五一	一六八	四〇	福岡	二一	六六五・一	六三四	四一六	二一八	三四
和歌山	二二	二二三・九	三五一	一九五	一五六	四四	佐賀	一五	六〇五・二	四七一	三六一	一一〇	二三
鳥取	二〇	二四二・二	二五九	一七五	八四	三二	長崎	一七	三三一・三	五八〇	二五六	三三四	五六
島根	二五	三一三・三	三四七	二二三	一一四	三三	熊本	二一	六四六・七	五一九	三八三	一三六	二六
岡山	二三	三五七・七	四七八	二九三	一八五	三九	大分	一九	三五六・八	四七九	一八五	二九四	六一
廣島	二一	三六九・三	四九八	三四一	一五七	三二	宮崎	二〇	一、三一九・四	一、〇二七	七四六	二八一	二七
山口	二四	五九九・四	五六八	三三三	二五五	四五	鹿児島	一八	一、三四二・六	一、六四四・一	〇〇〇	六四四	三九
徳島	一七	三五三・五	四四九	三三三	一二六	二八	沖縄	七	一、五三三・八	一、二八五	七三五	五五〇	四三
香川	一八	三二八・二	四五二	三二二	一四〇	三一	全國平均	九四二	六四六・六	五一六	三五五	一六一	三一

(三) 過剰戸數又は過剰人口に對し最も實現性ある對策

村内に於ける「過剰戸數又は過剰人口の適當なる處置として最も實現性ある方法は何か」と云ふ問に對して村内當事者の希望する其主なる回答を摘記して見れば次の如くである。

副業及農村工業獎勵	五〇一	家内工業的賃収入	一五	從つて賃銀収入の農家經濟に及ぼす影響は近來頗る重要性を加へ必然に農山漁村民一般は居村に工場を誘致して村内過剰勞力の吸收を希求するものと思考せられる。
出稼	三六五	水産養殖及加工	一二	更に耕地改良、開墾等の希望が特に多いのは東北、關東及中部山岳地方で尙未開墾地多く且技術の向上による生産力擴充の餘地があるものと見て宜からう。
工場誘致	三一七	(註) 一般移民には海外移民を含むも就中東北、關東地方は北海道へ、九州、四國、中國地方は南米、南洋方面への移住希望者多し。		尙「村内に於ける過剰戸數がない故對策を必要とせず」とするもの三三にして「對策が樹たず」と答へたるもの九であつた。
滿洲農業移民	二八五			
開墾	二八二			
耕地改良	二七〇			
一般移民	五六	其他畑作獎勵、官公有林野開放、自作農創設、耕作制度改革、耕種法改善、木炭製造、賣藥行商等について若干の對策希望があつた。		
日儲稼	五六			
園藝(果實蔬菜)栽培	三四			
有畜農業	三一	右の内副業及農村工業獎勵、出稼、工場誘致、滿洲移民、開墾、耕地改良等は全國到る處の農山漁村に於		
多角的農業	三〇			

養蠶 二六  
 農業經營改善 一九  
 漁業獎勵 一八  
 裏作獎勵 一七  
 林業經營改善 一七  
 養鶏 一六  
 家内工業的賃収入 一五  
 水産養殖及加工 一二

### 三 適正規模算定方法に對する各種の意見

此の(前期地方事情調査員をして調査せしめたる)黒字主義適正規模の算定方法に付ては其の後所謂分村計畫等を樹立した町村に於て採用され種々の實際的見地に基く検討を経たのである。其の批判の主なるものは

(一) 安定農家の基準を農家の黒字生活に置き消費面から適正規模を決定せんとするものであつて生産面より考慮、特に勞働の生産性、生産技術の發展段階、共同組織充實の限度等の農業上の生産諸要件の考慮を缺くこと

(二) 農家の生活水準を如何に定むるかの基準がない。農民も一般國民と同程度の生活を要求するとせば少くも一般勤勞生活者(都市勞働者、俸給生活者)の生活水準(家計)に對比せしめてこの水準に迄達せしめる必要がある

(三) 經濟的諸條件殊に價格變動、小作料、勞働力の數量、肥料、機具畜力の供給狀況等の諸條件が適正規模を變化せしめるか、之等が考慮されて居らぬ

(四) 適正規模を自作農と限定して計畫を進めて居るが理想として全自作農主義を可とするも現實の問題として農村の小作關係を無視し得ぬ

(五) 適正規模の決定は形式的な町村を單位とし決定するのが普通であるがこれは考へもので少くも其の町村の屬する經濟圏を豫想して之れを決定し村々によつて生ずる山林、原野、畑、水田等の配分の不均衡や分村計畫獨立實行後生ずる人口の流動を可能な限り避くる必要がある

### 四 適正規模に關する若干の實際的事例

農林省の示した此の黒字主義適正規模決定方法は以上の如き各種の批判を経て次第に前記の如き複雑なる諸條件をも考慮し適當なる補正を加へ實際的に適用なし來つた事例が尠くない。其の主要なるものを掲ぐれば次の如くである。

(一) 山形縣庄内分郷計畫調査報告  
昭和十三年に滿洲移住協會が中心となつて行はれた適正規模の調査方法は、農家の現金支出の部分と現物支出の部分とを分ち又自作農と小作農の場合の經營費の差を考慮して適正規模を定めた

これによると標準家族人員七人六分(大人に換算して五・六人)で其の適正規模は

自給食用耕地	一町四反六畝
現金家計費用耕地	一町三反六畝
臨時費並に償却費用耕地	四反八畝
合計	三町三反

これを自作小作に分けると自作農は租稅、諸負擔、負債等が多いが經營費が少く濟むから米價が二五圓以上になれば自作農は歩がよいとなし。左の標準を安定農家の適正規模となした

自作	二町四反五畝
小作	三町六反八畝
平均	三町七畝

更に此の適正規模農家の經營の問題特に地力の維持、食料自給、勞力補給の爲めの家畜の組合せの問題に付て本調査は左の標準を適正なりとして居る

馬	一頭
乳牛	一頭

### 豚 二頭 鶏 五〇羽

勞働力の問題に付ては現在の經營規模三町歩の農家に付ての調査の結果は稲作勞働日数は七四七・三日で反當勞働日数は二三・三日となり臨時雇を除いた勞働能力者一人當勞働日数は一八五・九日となつて居る。その一人當耕地面積は八・八反にすぎない。

適正規模農家の標準家族人員を一家七人とすれば能力換算勞働力は一家三人乃至二・五人となり一人當り耕作面積は一町乃至一町二反となる計算となるが、この一人當耕地面積を一町乃至一町二反にすることは

(イ) 苗代の厚蒔と薄蒔を適度に組み合せて田植日数を現状より延長すること (ロ) 早生、中生、晩生を適度に組み合せて刈り入れ期間を引延すこと、その他家畜を取入れ月別勞働の不均等を調節すること。共同苗代、共同田植、共同稻刈等をなし個人勞働の能率を高めること。耕地を集團して部落に近接させ排水灌漑をよくし作道を通ずること等により優に可能であると言つて居る。

(二) 鳥取縣東伯郡分郷計畫基礎調査報告  
昭和十三年七月中央農林協議會で農村更生協會、帝國農會、聯合青年團、滿洲移住協會等の協力を得て鳥取縣東伯郡諸村に對して行つた適正規模の調査方法は前記庄内分郷計畫の調査方法と略々其の方法を等しくするものである。

即ち適正規模を決定するに當つて (一) 農業收入だけて安定した生活が可能であること (二) 主要な食料並に粗飼料の自給が必要であること (三) 地力の維持が充分になされること (四) 家族の勞力のみにて經營可能なること。これ等の諸項を内容としてその爲に適

當な經營の規模、形態は如何と云ふことを目標としたのである。それは「さう言ふ農家が眞に農家らしい農家であり斯る農家を基礎とした場合農村は始めて立派となり國の基礎たるにふさわしくなる」と言ふのである。此の結果によれば適正規模は

海濱農村

二町

田所農村

一町八反

田畑相半する村

二町

山村

一町四反

安定農家の適正規模は平均して一町八反を必要とするとの結論に達して居る。

適正規模農家の家畜の組合せに付ては

A案 牛 二頭

特殊農家は鶏を取

B案 牛 一頭

豚 三頭 入れること

勞働力設計に關して田所農村の一例を擧ぐれば適正規模を一町八反としその勞働力を三人と見做す。然るに此の地方の標準農家では一戸平均三・七人で二町を一勞働力當り五・四反を耕作して居るが、常備者なく共同作業をやれば餘剰を生ずるとも不足することは無い。寧ろ經營の共同化と月別勞働の均等化の工夫によつては一勞働當り六反は困難ではないと報告して居る。尤も耕地整理とか優良農具役畜の採用、共同作業の組織を其の方法として提案して居るのである。

(三) 長野縣大日向村、讀書村

(A) 長野縣南佐久郡大日向村

現在農家戸數三三三六戸のものを一五〇戸現住戸數と新に分家する三三三五〇人を分村して現在耕地農家一戸當水田一反五畝、畑四反六畝を水田畑計一町一反三畝にし食糧を自給するのみならず山

林利用者を半減し元村の薪炭原木を多くし木炭の増産を圖らんとするものである。

本村の勞働設計は現在一戸當五・二人中農業勞働力は二・五人である。分村後の元村二五〇戸の勞働力は六二五人で年二〇〇日平均として延二二五、〇〇〇人である。

然るに本村で農耕、養蠶、山林製炭に要する所要人夫は年平均延一七、五〇七人であるから、七、四九三人の餘裕を存するものと見られて居る。尤も月別勞働不均等に對しては勞働の強化と勞働分配の調整を行つて補充しその他農道の新設改修、共同作業場設置、役畜の購入等を行つて居る。

(B) 長野縣西筑摩郡讀書村

現在耕地一戸平均五反一畝なるものを七反六畝とし山林に於て倍加して五町四反とせんとするものである。

本村の勞働設計は村全體の必要勞働力見込高は水稻一〇九町に對し三二、七〇〇人普通畑二四町三反に對し三、六四五人山林手入伐採に三六、五〇〇人製炭に二一、〇〇〇人御料林人夫七二、〇〇〇人養蠶に四〇、一〇〇人桑園四八〇町二、〇〇〇人合計二一七、九四五人と見込んで居る。然るに分村後勞働力保有の見込は農家二七八戸で農業に提供し得る人員八三四人延べ一六六、八〇〇人商家六三戸で農業に提供し得る人員六三延べ一〇、八〇〇人其の他一二九戸(その中日傭者六〇戸)で農業勞働力二一九人、延四七、八五〇人計二二五、四五〇人即ち

分村實行後の勞働力見込量 二二五、四五〇人  
農業勞働力必要見込量 二二七、九四五人  
差引過剩 七、四〇五人

此の計算の基礎には農家一戸當二〇〇日の勞働を見越して居る故婦人勞働も相當動員されねばならぬ。季節的勞働不足に對しては元來山林の冬仕事が多く平均化されて居たが今後はその調整に一層注意せねばならぬとされて居る其の爲に經營法の改善、勞働移動の斡旋、作業方法の改善による勞働節約、畜力利用作業の共同化農地改良、勤勞鼓吹等が提唱されて居る。

(四) 宮城縣東大崎村、耕野村

(A) 宮城縣玉造郡東大崎村(水田地帯)は現在一戸當耕地面積は一町三反六畝なのであるが二町八反歩を適正規模として居る即ち

(a) 家族人員を本村農家一戸平均により七人とす

(b) 家計費一人當一二〇圓三二錢とすれば一家族當八四一圓五四錢となる

(c) 尙醫藥費、建物、家具、什器等の臨時支出の豫備費三五圓減價償却、生活の保全向上、生命保險掛金、預貯金等一四五圓を加算し必要家計費を一、〇二二圓五四錢とす。

(d) 耕地反當所得三三圓九〇錢なる農業組織の改善により一割増加可能と見て三六圓一九錢とし所要經費を得る爲の耕地を算出して二町八反歩を必要反別とす。

此の經營改善による一割増加は技術的な改善と勞働強化とによるもので此の點が宮城縣の方式の特異な點である

適正規模農家の家畜の組み合わせに付ては  
馬一頭、和牛一頭、鶏三〇羽、兎五羽  
勞力設計に付ては

本村の所要勞力は四月——七月、一〇——十一月に偏して居る故分村後の適正規模農家では田植期村内供給不足七六〇人となり従來の雇入五三二人を加へて一、二八二人の不足となる。この對策として共同田植の實施、農繁期託兒所の開設、田植期間の延長を計ることが應急對策として擧げられ、勞働の強化、作業の共同化、耕地の集團化、經營の畜力化、家事改善による家事勞働の農業への轉化が恆久對策として提唱されて居る。

(B) 宮城縣伊具郡耕野村(山林地帯)

本村の適正規模の決定方法は左の方法によつて居る。

- (a) 本村農家一戸當平均人口に從つて家族員數七人とす。
- (b) 家計費現金支出一人當り三〇圓八八錢とすれば一家族當り二一六圓一六錢を要し反當農業現金所得二一圓七九錢なれば現金家計費獲得の所要反別は九反九畝歩となる
- 而して本村山林収入は主に家計現金支出に充用され總額の二一%に當るを以て山林収入分を減すれば七反八畝歩となる。
- (c) 飯米消費は一人當一石一斗八升にて一家族當八石二斗六升となり反當平均收量二石一斗にて除すれば所要反別三反九畝歩となり此の經營費を加算すれば所得割合五四%なるが故に  
 $3.9反 + 0.54 = 7.2反$ 即ち七反二畝歩を要す

ることとなる

- (d) 小麥、大麥は一人當消費量小麥三斗四升、大麥四斗六升となり一家族當り小麥二石三斗八升大麥三石二斗二升を必要とし反當收量小麥一石八斗大麥一石七斗とすれば小麥畑一反三畝大麥畑一反九畝歩計三反二畝歩を要する
- 而して此の經營費を加算すれば所得割合五四%なるが故に六反歩を必要としこれ等の畑地は二毛作をなし得るが故に實際の所要反別は三反歩とす
- (e) 家事用蔬菜畑は五畝歩を要するものとす
- (f) 尙建物農具等の減價償却見積三〇圓とし且つ不時の失費に備へる餘剰を現金家計費の二割と見て四三圓二三錢計七三圓二三錢を要する之を現金現物を含める反當農業所得三七圓九三錢にて除し一反九畝歩を餘剰の爲の必要反別とす
- (g) 即ち 現金家計費の爲め 七反八畝歩  
自給食料の爲め 一町七畝歩  
餘剰並減價償却の爲め 一反九畝歩  
計 二町四畝歩
- (h) 之等耕地の生産力を農業經營の改善により一割だけ増加し得る様農業組織を作るものとして二町四畝歩の一割減を所要耕地とし即ち約一町八反歩を安定農家の適正規模とす

山梨縣米穀業者の滿洲開拓現地視察報告

中小商工業者の轉失業に伴ひ其の歸農問題が朝野の

關心事となつてゐるが、山梨縣米穀業者が全國に對して滿洲の開拓現地視察を行ひ滿洲開拓農民として更生することの可能且つ有望なりとの視察報告を齎らせることは各方面に極めて重大なる關心を惹き起した。

同視察團は團長(五二歳)を除き全部三十歳代の六名の代表よりなり、昭和十五年九月十一日出發同年十月二日歸還せるもので、その視察経路は甲府—東京—下關—釜山—安東—五龍脊—湯山城—奉天—新京—公主嶺—哈爾濱—平山—帽天山(北後塘)—三門千家—青龍山)—牡丹江—千振郷—山梨村—頭立溝—佳木斯—牡丹江—圖們—羅新—新瀉—東京—甲府に及び、全滿に於ける開拓團の狀況並に滿洲糧穀株式會社雜穀統制の狀況及び同社就職後の作業狀況を視察し以て縣下米穀業者の入植を指導援助することを目的として行はれた。その報告に基き農林省經濟更生部が編輯せる「歸農對策と滿洲開拓—山梨縣米穀業者の滿洲開拓現地視察報告」を掲ぐれば以下の如くである。

歸農對策と滿洲開拓

— 山梨縣米穀業者の滿洲開拓視察報告 —  
一、轉業對策としての滿洲開拓

中小商工業者の轉失業問題が重大視せられ、歸農問題が強調されてゐる。然し今日の歸農問題は、決して、往年のその如き失業對策ではない。即ち失業して已むを得ず農に歸るといふやうな消極的なものではない。それはもつと積極的意義を持つ、國策に順應する生産化の一大運動である。即ち廣漠限りなき滿洲の沃野に新農村を建設して、友邦滿洲國の建設開拓に協力すると共に、日滿兩國を通ずる食糧を増産し確保す